

## 質問票に対する回答

⑰ ①～⑱ に該当しないもの

1. 協定書、制度関係(市に戻す手続き、地方分権、総合区など)について

	質問要旨	回答要旨
1	協定書は無期限なのか。内容は変えられないのか。協定書の内容はどこで確認できるのか。	<p>今回の特別区設置協定書は、大都市制度(特別区設置)協議会において作成され、大阪市会及び大阪府議会において承認の議決を受けたものです。                      法制度上、議会の承認の通知を受けた日から60日以内に住民投票を実施することとされており、議会の承認を受けた協定書は変更できません。                      協定書については、大阪市役所 1階市民情報プラザのほか、各区役所において閲覧していただけます。また、大阪市のホームページにも掲載しております。                      (参考) <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000513358.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000513358.html</a></p>
2	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて協定書の内容を見直さないのか。	<p>今回の特別区設置協定書は、大都市制度(特別区設置)協議会において作成され、大阪市会及び大阪府議会において承認の議決を受けたものです。                      法制度上、議会の承認の通知を受けた日から60日以内に住民投票を実施することとされており、議会の承認を受けた協定書は変更できません。                      なお、新型コロナウイルス感染症対策においては、かつてのように府市バラバラではなく、知事と市長が方針を一本化し、「住民の命を守る」ことを最優先に、医療体制の強化や市民の皆さんの生活支援、教育環境の充実などに取り組んでいます。                      特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)により、こうした対応が強化されることになると考えています。新型コロナウイルス感染症対策において、大きな役割を果たしている保健所は、大阪府域に今は1つですが、4つの特別区に設置されることとなります。                      感染の収束も見据えた、大阪の再生・成長、住民サービスの充実に向けた長期の視点での将来設計も重要であり、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現に向けた取組みを進めていく必要があると考えています。</p>
3	大阪都構想は「大阪市廃止・特別区設置協定書」という表記が正しい。大阪市廃止を明記しないことは、事業そのもの(住民投票結果)の無効さえ主張するのではないのか。	<p>大都市地域における特別区の設置に関する法律において、特別区の設置に関する協定書は「特別区設置協定書」とされています。</p>
4	協定書にある内容が実現しなかった場合は知事、市長に刑事責任等を問えるのか。	<p>特別区設置協定書は、大都市制度(特別区設置)協議会において作成され、大阪市会及び大阪府議会において承認の議決を受けたものです。住民投票で賛成多数となった場合、大阪府及び大阪市においては、協定書の内容を踏まえ、適切に対応していきます。</p>
5	・将来の住民の意向を尊重せずに、都構想に移行しておこうというたくらみは、民主主義の原則に反するとは思わないのか。	<p>特別区の設置に関する手続きは、大都市地域における特別区の設置に関する法律で、特別区設置協議会において特別区設置協定書を作成し、府市両議会の承認を経て住民投票を実施すると定められています。今回の住民投票は、同法に基づき実施されるものです。</p>

	質問要旨	回答要旨
6	<p>・特別区になると大阪市は廃止されて市民の自治権がなくなってしまう。</p>	<p>・特別区は、大阪市と同様、基礎的な地方公共団体です。          ・特別区の区長及び区議会議員は、選挙で選ばれます。          ・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、大阪市をなくし新たな基礎自治体である特別区を設置することで、住民の選挙で選ばれた区長や区議会のもと、住民に身近な行政を展開することをめざすものです。</p>
7	<p>・二重行政解消と広域行政一元化の方策には、幾つかの選択肢があるにも拘わらず、大阪市廃止・特別区設置が唯一の道の如く説明する意図は何か。          ・メリット・デメリットを比較し選択肢を絞る必要があるが、そのプロセスが見えない。公表された資料のどの箇所を見ればよいのか。</p>	<p>都道府県と政令指定都市との間の二重行政を解消し、調整するための協議の場として、平成28年度に地方自治法が改正され、指定都市都道府県調整会議がすべての都道府県と指定都市の間で設置されています。また、政令指定都市において、さまざまな検討が行われています。</p> <p>それぞれの大都市の状況に応じて、それぞれにふさわしい大都市制度を検討するものであり、大阪においては、大阪の成長のスピードアップを図るとともに、住民に身近な行政の充実を図るためには、大阪府市を再編することで、広域行政は府に一元化し、大阪市をなくして基礎自治体として4つの特別区を設置する特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)が必要と考えています。</p> <p>また、プロセスについては、大阪府・大阪市では、副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度として、現行法制度で実現可能な特別区制度と総合区制度について検討してきました。このうち総合区制度については、平成29年8月に「総合区素案」をとりまとめ、市会や大都市制度(特別区設置)協議会で議論が行われましたが、平成31年4月の選挙結果を踏まえた市長指示により、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現をめざした検討を進めることとし、総合区制度については検討を終了しました。</p> <p>なお、総合区の検討状況については、市会の議事録や大都市制度(特別区設置)協議会の議事録をご参照ください。          (大都市制度(特別区設置)協議会議事録)  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000403834.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000403834.html</a></p>
8	<p>特別区設置が可決された後、特別区移行を停止すべきとの意見が強まった場合、今は法律がないが、大阪市民の住民投票を行うなど、大阪市を廃止せず特別区への移行作業を中止し、特別区を設置しないことは可能か。</p>	<p>住民投票で賛成多数になった後に特別区の設置を取りやめる手続きは現行法制度上ないため、住民投票で有効投票の総数の過半数の賛成があった場合は、2025(令和7)年1月1日に特別区が設置されることとなります。</p>
9	<p>特別区が市に移行することは可能か。          特別区は人口50万を超えているが、政令指定都市になることは可能か。          特別区の試行期間を置いてから本実行でも遅くはないのではないのか。</p>	<p>現在の法制度においては、特別区が市となる手続きは定められていません。          現在の法制度においては、特別区の試行期間は定められていません。</p>
10	<p>特別区が設置されると、大阪市の政令指定が解除されるのか。</p>	<p>現在、大阪市は政令指定都市として指定されていますが、住民投票で賛成多数となれば、大阪市が廃止され、4つの特別区が設置されます。</p>
11	<p>住民投票で反対が上回った場合の構想はないのか。</p>	<p>住民投票において反対の票数が有効投票の半数以上となった場合の新たな大都市制度の案はありません。</p>

	質問要旨	回答要旨
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区を基礎自治体とする根拠を教えてください。</li> <li>・特別区は地方公共団体なのでしょうか。</li> </ul>	<p>地方自治法第281条の2第2項において、「特別区は、基礎的な地方公共団体」と定めています。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政シミュレーションが否定され、「市町村以下」になったら、自治権も取り上げられ府知事の直轄地になりかねない。こういうシナリオもあり得るか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法で、特別区は、基礎的な地方公共団体と位置付けられています。</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都構想と地方分権との関係は何か。</li> <li>・市を分割し、中核市並みにすることは地方分権に逆行しないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情にふさわしい大都市制度を自ら実現していくことは、地方分権の流れに沿った取組みと考えています。</li> <li>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり制度的に解消されます。4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都構想は道州制の過程であると聞いたが本当か。道州制によってなくなる府を残し、けん引役を担うべき大阪市を廃止する意義はどこにあるのか。都構想では道州制に見切りをつけたのか。</li> </ul>	<p>特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、政令指定都市として大阪市が有している広域機能を大阪府に一元化し、成長戦略や都市インフラ整備など迅速で効果的な施策展開を行うことで大阪全体の成長を実現するとともに、その成長の果実をもとに、将来にわたって安全・安心で豊かな住民生活を実現することをめざすものです。</p> <p>なお、道州制については、国において議論段階であると認識しています。</p>
16	<p>総合区の議論はどうなったのか。特別区との優劣の検討はしたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府・大阪市では、副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度として、現行法制度で実現可能な特別区制度と総合区制度について検討してきました。このうち総合区制度については、平成29年8月に「総合区素案」をとりまとめ、市会や大都市制度(特別区設置)協議会で議論が行われましたが、平成31年4月の選挙結果を踏まえた市長指示により、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現をめざした検討を進めることとし、総合区制度については検討を終了しました。</li> </ul>
17	<p>昭和18年に施行した東京都制の提案理由はどのようなものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都制は昭和18年に施行されましたが、その提案理由は『東京ハ帝都ニシテ大東亜建設ノ本拠タリ從ツテ其ノ行政ノ拳否八国政ノ進展ニ関スル所至大ナルモノアルニ鑑ミ真ニ帝都ノ性格ニ適応スル体制ヲ確立スルト共ニ其ノ行政ノ統一及簡素化ト刷新強化トヲ図ル為東京都制ヲ制定スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ』(昭和17年閣議決定)とされています。</li> </ul>
18	<p>海外の大都市はどのような状況なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府自治制度研究会の最終とりまとめ「大阪にふさわしい新たな大都市制度を目指して～大阪再編に向けた論点整理～」では、海外の大都市制度についての比較を行っています。下記のページの資料(57)～(59)をご参照ください。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11389755/www.pref.osaka.lg.jp/attach/9799/00000000/04HP_jichi_saisyu_shiryoku3no1.pdf">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11389755/www.pref.osaka.lg.jp/attach/9799/00000000/04HP_jichi_saisyu_shiryoku3no1.pdf</a></p>

	質問要旨	回答要旨
19	推進派の方々が認識する、反対派の意見要旨。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市制度(特別区設置)協議会における各会派の主張は、以下のホームページでご覧いただけます。  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000419073.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000419073.html</a></li> <li>・また、住民投票の投票期日の告示後、大阪市会議員の意見を掲載した公報が、大阪市選挙管理委員会から配付される予定です。</li> </ul>
20	大都市制度(特別区設置)協議会でのSDGsに関わる協議内容を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市制度(特別区設置)協議会は、特別区設置協定書の作成及び大阪市における特別区の設置に関し必要な協議を行うことを目的とした協議会であり、SDGsに関わる協議は行われておりません。</li> </ul>